

議案第 6 5 号

羽曳野市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年 9 月 2 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

水道法(昭和 32 年法律第 177 号)の一部改正により、指定給水装置工事事業者の指定について更新制が導入されたことに伴い、当該更新の事務に係る手数料を定めるほか、所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市水道事業給水条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市水道事業給水条例(昭和38年羽曳野市条例第231号)の一部を次のように改正する。

第5条中「もの」を「者」に改める。

第7条の見出し中「申込」を「申込み」に改め、同条中「もの」を「者」に改める。

第8条中「もの」を「者」に改める。

第9条第4項中「指定並びに」を「指定及び更新並びに」に改め、「表に掲げる」を削る。

第12条第1項中「もの」を「者」に改め、同条第3項中「清算」を「精算」に改める。

第15条の見出し中「申込」を「申込み」に改める。

第19条第3項中「き損」を「毀損」に改める。

第30条第2項中「清算」を「精算」に改める。

第32条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「料金納付金」を「納付料金」に改め、同条ただし書中「清算」を「精算」に改める。

第33条第1項の表指定給水装置工事事業者に関する手数料の項種別及び単位の欄中「指定」の次に「及び更新」を加え、同表その他の手数料の項中「立会」を「立会い」に改める。

第34条の2第4項中「申し込み」を「申込み」に改める。

第34条の3第7項中「第3項」を「第4項」に、「還付」を「、還付」に改める。

第36条第1項中「第5条」を「第6条」に、「申し込」を「申込み」に改め、同条第2項中「申し込み」を「申込み」に改める。

第37条第1号中「第11条の」を「第11条に規定する」に、「第22条第2項の」を「第22条第2項に規定する」に、「第25条」を「第25条第1項」に、「第33条第1項に掲げる」を「第33条第1項の」に改める。

第39条各号中「もの」を「者」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

羽曳野市水道事業給水条例 新旧対照表

新	旧
<p>(権利義務の継承)</p> <p>第5条 給水装置の所有権を継承した者は、その継承後に係るこれに付随する工事費及び修繕費に係る納付の義務も共に継承したものとする。</p> <p>第6条 省略</p> <p>第2章 給水装置の工事及び費用 (給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第7条 給水装置の新設、改造又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(新設等の費用負担)</p> <p>第8条 給水装置の新設、改造又は撤去に要する費用は、当該給水装置の新設、改造又は撤去をする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認められたものについては、市においてその費用を負担することができる。</p> <p>(工事の施行)</p> <p>第9条 1～3 省略</p> <p>4 第1項の指定給水装置工事事業者の指定及び更新並びに第2項の設計審査及び竣工後の工事検査については、それぞれ第33条第1項の手数料を徴収する。</p> <p>5 省略</p> <p>第9条の2～第11条 省略 (工事費の前納)</p> <p>第12条 管理者に給水装置の工事を申し込む者及び指定給水装置工事事業者により工事を施行をしようとする者(以下この章において「申込者」という。)は、前条の規定により算出した費用の概算の額を管理者が指定する期日までに前納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の概算の額は、工事の竣工後に精算する。</p>	<p>(権利義務の継承)</p> <p>第5条 給水装置の所有権を継承したものは、その継承後に係るこれに付随する工事費及び修繕費に係る納付の義務も共に継承したものとする。</p> <p>第6条 省略</p> <p>第2章 給水装置の工事及び費用 (給水装置の新設等の申込)</p> <p>第7条 給水装置の新設、改造又は撤去をしようとするものは、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(新設等の費用負担)</p> <p>第8条 給水装置の新設、改造又は撤去に要する費用は、当該給水装置の新設、改造又は撤去をするものの負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認められたものについては、市においてその費用を負担することができる。</p> <p>(工事の施行)</p> <p>第9条 1～3 省略</p> <p>4 第1項の指定給水装置工事事業者の指定並びに第2項の設計審査及び竣工後の工事検査については、それぞれ第33条第1項の表に掲げる手数料を徴収する。</p> <p>5 省略</p> <p>第9条の2～第11条 省略 (工事費の前納)</p> <p>第12条 管理者に給水装置の工事を申し込むもの及び指定給水装置工事事業者により工事を施行をしようとするもの(以下この章において「申込者」という。)は、前条の規定により算出した費用の概算の額を管理者が指定する期日までに前納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の概算の額は、工事の竣工後に清算する。</p>

第12条の2～第14条 省略

(給水契約の申込み)

第15条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。

第16条～第18条 省略

(メーターの貸与)

第19条 1・2 省略

3 第1項の規定により保管をする者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は毀損した場合は、その損害を弁償しなければならない。

4・5 省略

第20条～第29条 省略

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第30条 1 省略

2 前項の概算料金は、水道の使用を終了したときに精算する。

第31条 省略

(納付料金の過不足の取扱い)

第32条 納付料金に過不足があるときは、納付後であってもその差額を追徴し、又は還付する。ただし、次回徴収の料金で精算することができる。  
(手数料)

第33条 手数料は、次のとおりとし、申込者からこれを徴収する。

区分	種別及び単位	金額
省略		
指定給水装置工事業者に関する手数料	指定及び更新 1件につき	10,000円
	証書の交付 1件につき	2,000円
	証書の再交付 1件につき	2,000円
省略		
その他の手数料	私設消火栓の消防演習の <u>立会</u> 1回につき	10,500円

2～4 省略

第34条 省略

第12条の2～第14条 省略

(給水契約の申込)

第15条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。

第16条～第18条 省略

(メーターの貸与)

第19条 1・2 省略

3 第1項の規定により保管をする者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又はき損した場合は、その損害を弁償しなければならない。

4・5 省略

第20条～第29条 省略

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第30条 1 省略

2 前項の概算料金は、水道の使用を終了したときに清算する。

第31条 省略

(納付料金の過不足の取扱)

第32条 料金納付金に過不足があるときは、納付後であってもその差額を追徴し、又は還付する。ただし、次回徴収の料金で清算することができる。  
(手数料)

第33条 手数料は、次のとおりとし、申込者からこれを徴収する。

区分	種別及び単位	金額
省略		
指定給水装置工事業者に関する手数料	指定 1件につき	10,000円
	証書の交付 1件につき	2,000円
	証書の再交付 1件につき	2,000円
省略		
その他の手数料	私設消火栓の消防演習の <u>立会</u> 1回につき	10,500円

2～4 省略

第34条 省略

第4章の2 工事負担金及び分担金

(工事負担金)

第34条の2 1～3 省略

4 前項の期日を20日以上過ぎててもなお納付しないときは、管理者は、申込者が第1項の申込みを取り消したものとみなす。

(分担金)

第34条の3 1～6 省略

7 第1項から第4項までに規定する分担金であつて既に納められたものは、還付しない。ただし、管理者が、特に必要と認める場合は、この限りでない。

第35条 省略

(給水装置の基準違反に対する措置)

第36条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号) 第6条に規定する給水装置の構造及び材質基準に適合していないと認めるときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、前項に規定する者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第37条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間給水を停止することができる。

(1) 水道の利用者が、第11条に規定する工事費、第22条第2項に規定する修繕費、第25条第1項の料金又は第33条第1項の手数料を指定した期日内に納付しないとき。

(2)～(5) 省略

第38条 省略

第4章の2 工事負担金及び分担金

(工事負担金)

第34条の2 1～3 省略

4 前項の期日を20日以上過ぎててもなお納付しないときは、管理者は、申込者が第1項の申し込みを取り消したものとみなす。

(分担金)

第34条の3 1～6 省略

7 第1項から第3項までに規定する分担金であつて既に納められたものは、還付しない。ただし、管理者が、特に必要と認める場合は、この限りでない。

第35条 省略

(給水装置の基準違反に対する措置)

第36条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号) 第5条に規定する給水装置の構造及び材質基準に適合していないと認めるときは、その者の給水契約の申し込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、前項に規定する者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申し込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第37条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間給水を停止することができる。

(1) 水道の利用者が、第11条の工事費、第22条第2項の修繕費、第25条の料金又は第33条第1項に掲げる手数料を指定した期日内に納付しないとき。

(2)～(5) 省略

第38条 省略

(過料)

第 39 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、50,000 円以下の過料を科することができる。

- (1) 第 7 条の承認を受けないで、給水装置の新設若しくは改造又は撤去をした者
- (2) 正当な理由がなく、第 18 条第 2 項の規定によるメーターの設置、第 26 条の規定による水量の計算、第 35 条の規定による検査又は第 37 条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第 22 条第 1 項の規定による給水装置の管理を著しく怠った者
- (4) 第 25 条第 1 項の料金又は第 33 条第 1 項の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他の不正の行為をした者

以下省略

(過料)

第 39 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、50,000 円以下の過料を科することができる。

- (1) 第 7 条の承認を受けないで、給水装置の新設若しくは改造又は撤去をしたもの
- (2) 正当な理由がなく、第 18 条第 2 項の規定によるメーターの設置、第 26 条の規定による水量の計算、第 35 条の規定による検査又は第 37 条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げたもの
- (3) 第 22 条第 1 項の規定による給水装置の管理を著しく怠ったもの
- (4) 第 25 条第 1 項の料金又は第 33 条第 1 項の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他の不正の行為をしたもの

以下省略